

日本年金機構から年金情報流出、振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご用心

今回は、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受けて、公的年金に係る一連の運営業務を行っている「日本年金機構」から送られてくる、主な通知書類について紹介します。

その前に、6月1日に日本年金機構が、公表・謝罪した約101万人分の「年金情報流出」について、石川県でも9771人(うち年金受給者6037人)分が流出したことが判明しています。該当する人へは、おわびと基礎年金番号の変更について「文書」が届けられています。年金情報流出については、「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」が心配です。次のことに注意しましょう。

①基礎年金番号の変更に関して文書で送られてくるので、日本年金機構や年金事務所から電話はありません。②日本年金機構がお金を要求することはありません。③銀行のATMで操作をお願いされることもありません。④個人情報を確認させることもありません。以上の点は年金情報流出に関係ない人も注意してください。

さて公的年金は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人には、国民年金の「被保険者」として加入が義務づけられています。20歳になれば、一部の人(厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人)を除き、国民年金への加入手続きが必要です。手続きは、お住まいの市役所・町役場で行い、国民年金の保険料を納めます。平成27年度の月払い保険料は1万5590円で、もし保険料を納めることが難しい場合は、納付猶予制度や免除制度が利用できます。

日本年金機構から送られる主な書類を上記図表にまとめました。年金の加入記録については、毎年誕生月に「1.ねんきん定期便」、1年間の国民年金保険料の納付額は、「2.社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。

1.ねんきん定期便 年金加入記録の確認通知書。送付対象者は、国民年金及び厚生年金の加入者。送付時期は、毎年誕生月(1日生まれの人は誕生月の前月)
2.社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 年末調整や確定申告に必要となる国民年金保険料納付額を証明する書類。送付対象者は、毎年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納めた人。送付時期は、毎年11月初ごろ
3.年金振込通知書・年金額改定通知書 毎年6月に、1年分の「年金支払額」等の通知書。送付対象者は、年金を受給している人。送付時期は、毎年6月上旬ごろ
4.公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 所得税の計算の際の所得控除の算出のもととなる「扶養親族等申告書」という提出書類。送付対象者は、老齢年金を受給している人で、年金額が65歳未満108万円以上、65歳以上158万円以上。送付時期は、毎年10月下旬ごろ
5.公的年金等の源泉徴収票 その年度の年金額や源泉徴収された所得税額等のお知らせの書類。送付対象者は、老齢年金を受給している人。送付時期は、毎年1月上旬ごろ

公的年金は、受けとる権利が発生すると自動的に支給されるのではなく、「年金請求書」で請求しないと受給はできません。年金の受給が始まると「3.年金振込通知書・年金額改定通知書」などの書類が、税金に関しては「4.公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」「5.公的年金等の源泉徴収票」が送られてきます。どの書類も重要な書類です。書類の見方が分からない場合は、年金事務所に尋ねたり、インターネットで見方の解説もされていますので参考にしてください。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サートファイアードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

